

暴力犯罪と性的自由に対する犯罪の被害者支援法

第1章 公的支援

第1条 目的

1.

スペイン国内での暴力犯罪により、死亡や重度の身体障害又は重度の精神的な損害を被った、直接的又は間接的被害者のための公的支援を制定する。

2.

同様に、性的自由に対する犯罪の場合にも、それがたとえ暴力を伴わずに犯されたとしても、この法は被害者を支援する。

第2条 給付対象者（=受益者）

1.

給付を受けられる資格を有する者は、犯罪が起こった時点でその被害者がスペイン人であるか、他のEU諸国の国民であるか、スペインに居住しているか又はその国内のスペイン人に対して同様の支援を実施している国家の国民である場合とする。

被害者が死亡に至った場合、間接的被害者は死亡者の国籍や居住地を問わず前述の給付を請求することができる。

2.

重度の身体障害や肉体的・精神的損害に苦しむ、犯罪の直接的被害者は給付を受けることができる。

3.

直接的被害者が死亡した場合、以下に示す条件にあてはまる者が間接的被害者として給付を受けることができる。この際必ず死亡日を報告しなければならない。

a) 死亡者の配偶者。ただし法的に別居している配偶者は除く。または配偶者と同様な愛情関係を持ちながら少なくとも死亡時点まで2年間以上、常に同居（=同棲）してきた者。この場合、同棲者の性的指向は問わない。ただし被害者との間に共通の子孫がいる場合を除く。共通の子孫がいる場合は単なる同居だけで十分である。

b) 親子関係（嫡子、非嫡子、養子）、年齢、父の死後に生まれた子供であることを問わず、死亡した被害者の子供であり、経済的にその死亡した被害者に依存していた者。

c) 死亡した被害者の子供ではないが、前述のa)に記された関係の者の子孫であり、経済的にその死亡した被害者に依存していた者。

d) 以上の a),b),c)いずれにも当てはまる給付対象者がいない場合、もし死亡者の両親が死亡者に経済的に依存していたのであればその給付を受けることができる。

4.

間接的被害者として複数の受益者が競合してしまった場合、援助金の割り当ては以下のとおり行う。

a) 援助金を 2 等分する。半分は配偶者または前項の a)に定義された同棲者に支給する。残りの半分が前項の b)と c)に規定する子孫に該当するが、それを彼らの間で均等に配分する。

b)死亡した被害者の両親が給付を受ける場合、両者間で援助金を等分するものとする。

5.

犯罪の直接的な結果死亡した未成年の両親も間接的被害者として受益者になれる。

第 3 条 給付の拒否や制限に関する特例

1.

判決によって示された、次のような状況に鑑みて公的支援の全面的支給又は一部支給が公平や公的秩序に反する場合、公的支援としての給付支給の拒否や給付額の減額が起り得る。

a)直接的・間接的に問わず、受給者が犯罪の遂行や偏見の増長に寄与をしていた場合。

b)受給者が犯人と何らかの関係を持つ場合や、違法の暴力組織に属している場合。

2.

犯罪による死亡者が、前述の条項に記された給付支給の拒否や減額の理由に当てはまる場合でも、間接的被害者が経済的に身寄りがない時は同様の給付を受けることができる。

第 4 条 障害・被害の基準

1.

本法律において身体の完全性または肉体的・精神的健康が損なわれ、被害者が一時的又は永久的に不能に陥るような障害を重度の障害とみなす。

障害レベルが 33%以上でなければ、恒久的障害とはみなされない。

2.

身体への傷害や肉体的・精神的ダメージは、社会保障の法律に則り、恒久的不能のグレードのひとつか、6 か月以上の一時的不能の状態であるという宣告を受けるに十分なレベルでなければならない。

3.

健康のダメージ及び傷害の評価をする為の適格な機関、またその手続きは規則を制定してきめる。

第5条 非両立性

1.

本法において規定された援助は、判決を通して確証された犯罪による損害賠償と、同時に受給することは認められない。

前文の規定にもかかわらず、犯罪者が部分的支払い不能の宣告を受けた場合は本法と関連の法令や細則に規定された援助の全部又は一部を支給する場合がある。いかなるケースにおいても合計で、判決で決定された金額以上を受け取ることはできない。

2.

同様に、この法に制定されている給付は、民間の保険機関から受給者が給付を受ける場合にその賠償金や経済的支援と重複することはできない。同様に、被害者の一時的不能という前提において、社会保障の公的制度の不能者に対する給付との重複もできない。

前文の規定にもかかわらず、保険会社から支給される金額が裁定で決定された金額よりも低い場合、本法と関連の法令や細則に規定された援助を民間の保険の受益者に支給する場合がある。ただし差額の支払い金額は設定された基準額を上まわることができない。

3.

損害や障害が被害者を恒久的不能や死亡に至らしめたという前提において、給付の受給は、受給者が受け取る権利のあるいかなる公的年金とも重複して受けることができる。

4.

恒久的不能に対する給付は、一時的不能に対する給付と重複して受けることができる。

第6条 給付金額決定の基準

1.

給付金額は、いかなる場合においても判決で決定された賠償額を超えることはない。その金額は前述の額を超えない範囲で、次の規則を適用して、決定される。

- a) 一時的不能の場合、給付額は現行の各職業共通最低賃金の1日あたりの金額の2倍に相当する額とし、給付期間は一時的不能状態に陥ってから6か月経過後に開始し、その状態が続く間とする。
- b) 身体障害に至る傷害が発生した場合、給付額の上限は、健康的傷害やダメージが確実にあった時点における各職業共通最低賃金の月額を用いて決める。また次に挙げる不能のグレードによって決

める。

- ・部分的恒久就労不能：月給 40 か月分
- ・全面的恒久就労不能・月給 70 か月分
- ・絶対的恒久就労不能：月給 90 か月分
- ・重大不能：月給 130 か月分

c)被害者が死亡した場合、給付額の最高額は、死亡した日時における現行の各職業共通最低賃金の 120 か月分とする。

2.

給付額は、前項にある最高給付額に修正係数を規則に則り適用して制定される。その際以下のことを考慮する。

- a)被害者や受益者の経済状況
- b)受益者や被害者に経済的に依存している者の人数
- c)この法の第六条 1.b)に記載されたグレードに該当する被害や損傷の重度

3.

この法の第 2 条 5 のケースの場合、給付は、未成年の死亡者の両親や後見人が実際に支払った葬儀代の弁償のみであり、その最高額は法規で決定される。

4.

被害者に精神的損害を与えた性的自由に対する犯罪の場合、給付金は被害者が自由に選ぶことができる治療の費用の全額を保証するが、その最高額は法規により決定される。

被害者のわずらった傷害やダメージが一時的不能につながらなかった場合にも、この援助の授与は妥当である。

いかなる場合においても、この条項で挙げられた給付は、被害者が身体障害や一時的不能に至った場合に受ける援助と重複して受けることができる。

第 7 条 給付申請行為の時効

1.

給付を申請する行為の時効は、犯罪発生日から 1 年間とする。時効期間のカウントは刑事裁判が始まった時点から中断し、裁判が一時的又は完全に終了した判決が下され被害者個人に伝達された時点で再びカウントを始める。

2.

身体障害や肉体的損害が死亡の直接的結果に至った場合、その時点から新たに1年間給付申請期間が与えられる。その期間内に援助を新たに申請したり、障害や損害から死亡に変わったことによる差額の給付を申請できる。傷害やダメージの直接的結果として重度が悪化し、より多額な援助金を申請する場合も同様である。

この条項の原因関係を確認するための手順は、法規により決定される。

第8条 管轄

1.

本法の擁護する援助の申請は、経済大蔵省により処理され裁定される。

2.

申請手続きの継続不可能を決定する手続き行為や裁定に対して、または法の庇護を受けられないような状態に至った場合、当事者はこの法の第11条で設置される「暴力犯罪による被害者及び性的自由に対する国家支援委員会」に対して抗議することができる。「一般行政手続き及び行政管理法」の1992年11月26日制定の法30/1992の第百7条の2により、この抗議手続きは通常の控訴に代わるものである。

第9条 申請手続き

1.

経済大蔵省に宛てたこの給付の申請は、当事者又はその代理人が「一般行政手続き及び行政管理法」の1992年11月26日制定の法30/1992第38条の4に記載されているいずれかの方法で行うものとする。また申請書には同法の第70条の1に言及されている項目を記載しなければならない。

2.

給付申請を作成する際、以下の書類を用意する必要がある。

- a) 被害者が死亡した場合、死亡証明書と受益者を間接的被害者と示す証明書。
- b) 日時、場所など事件の詳細状況が記録された暴力犯罪の記述。
- c) 公的権力機関に対してその事実を告発したことを示す証明書。
- d) 当事者が受け取った賠償金・給付金や、賠償金・給付金を得るために持っている手段の申告。
- e) 刑事裁判過程を終了させる確定判決文のコピー。それは判決文であったり、欠席裁判の判決文、被告人の死亡による終了の宣告、刑事訴訟法の第641条の2または第637条の3にそれぞれ記載されているケースに該当するための事由の仮の免訴判決または全面的免訴判決のいずれでも良い。

3.

経済大蔵省は、警察当局や検察庁、裁判所、法廷に対して、給付申請に関して決断を下すために必要な情報を申請することができる。またそのために必要なあらゆる種類の調査を自ら実行したり、指示することができる。

4.

また、経済大蔵省は、いかなる個人、法人、組織、行政機関から、その犯罪の犯人や被害者の職業・経済的・社会的・税務上の状況を、それらの情報が給付申請手続き、給付委譲の行政裁判の裁定、代位や再給付の行使行為に必要な場合、入手することができる。同様に、被害者が被った障害や損害の期間や重度を判断するために必要な調査を専門家に依頼することができる。

このようにして入手される情報は、流布が禁止されているので、給付申請の行政裁判の他の目的で使用することはできない。

前述の納税義務の履行を事前に確認するために、援助を認可する当局は税務局の担当部署にたいして、受益者の納税に関する情報を要求する。

5.

裁定は聴聞を行い当事者の申し立てを聞き、また申請書類審査手続きに必ず介入する国家法務サービス局の報告書を理解して援助を認可する当局が行う。

第10条 一時的給付委譲

1.

刑事裁判の最終判決が事前に出ていれば一時的な援助は認められ得る、その際、被害者やその受給者が経済的に不安定な状況であるとはっきりしていなければならない。

規定に従い、犯罪による被害者の経済状況を不安定とみなす基準は、一時的援助の委譲に同意する目的で決定される。

2.

一時的援助は、被害者が所轄の公的機関に訴え出た後又はまさにそれ故に刑事的な手続きが行われている時に申請することができる。

3.

一時的援助の申請に必要なものは、「行政及び一般行政手続きの法律制度」の1992年11月26日制定の法30の第70章1. で言及されている事項に加え、次に挙げるものを含める。

- a) 正規に決められた機関や手続きをとおして認められた、健康的障害・損害の評価。
- b) 被害者が死亡の場合、その死亡証明書や受給者の間接的被害者の権利を証明する書類。
- c) 暴力的・詐欺的犯罪が被害者を死亡、障害や損害に至らせたことを十分に証明する証拠の存在を示す検事の通知書。

4.

一時的申請は、死亡、重度の身体障害、健康的損害が起きた場合のために制定されたこの法による最大援助額の80～100は超えないものとする。その額は、第6条2. で言及された最高給付額の採点率の適用を通して決められる。

5.

一時的援助は、1度のみ又は定期的な保障をとおして、納得のいくものになり得る。これはこの法の第14条に記載されている。

第11条 暴力犯罪と性的自由に対する犯罪の国家被害者支援委員会

1.

暴力犯罪と性的自由に対する犯罪の国家被害者支援委員会は、この法に制定されている援助の事柄における経済産業省の抗議訴訟解決に適格な機関である。

同委員会は、上級幹部の指示に委ねられ、経済産業省の抗議訴訟解決の決定を下す。これは全ての行政手続きにおいて、市民や当事者に対する主義、保証、期間の重視に対する再審の臨時上訴を承認する法と同様である。

2.

政府は、国内公正省と経済産業省の提案により、同国家委員会の機能体制や構成を制定する。これは、司法権統一審議会により任命され、国家統制省の代表によって構成される最高裁判所の司法官によって主宰される。その場合、被害者の支援・保護も行う。どの場合においても、国家財政統制省の提案により任命される財務省の代表の発言権に必ずるものとする。

3.

同国家委員会の決議は、現在の法における抗議訴訟の解決をする際に、行政的措置を終わらせる。

第12章 抗議訴訟

1.

当事者は、個人的に裁定の通知を受けてから1か月間、国家委員会のもとのこの法に制定された援助事項を、経済産業省の裁定に対し抗議することができる。

裁定に抗議することなくこの1か月間が過ぎた場合、経済産業省のもとの臨時上訴期間の損害なしで、全ての裁定が最終的結論と決定される。

2.

抗議は、「行政及び一般行政手続きの法律制度」の1992年11月26日制定の法30第62、63章で言及されているいかなる無効な動機にも立脚する。

その抗議行為を無効にする不備や欠如は、犯罪を犯したものが申し立てをすることができない。

3.

抗議は経済産業省または国家委員会のもと公式化される。

経済産業省のもとで公式化された場合、これは10日間以内に、報告書と関係書類のコピー全てを添付して国家委員会に送らなければならない。

4.

国家委員会から承認されないまま、抗議の公式化から3か月経過した場合、その抗議は拒絶される。ただし「行政及び一般行政手続きの法律制度法」の第43条3.に記載されている場合は除き、行政訴訟措置が施される。

第13条 国家の代位行為

完全なる法治国家は、被害者及び受給者が、犯罪による民法上義務に対して彼ら自身を守る権利のもと、一時的援助金の全額を彼らの納得のいく額にする権威さえもこれを代位する。犯罪による民法上義務に対しての援助額の反復は、収税局一般条例にある行政手続きの令状を通して実行される。

国家は、検事省が行使する民事訴訟を害することなく、継続中の刑事・民事裁判の公的な報告書を示すことができる。

第14条 国家の反復行為

国家は、次に挙げるケースの場合、収税局一般条例の手続により与えられた援助額の全額又は一部の返還を要求することができる。

a)最終裁定が、現在の法で言及されている犯罪が存在しなかったことを主張している場合。

b)保証を受けた後に、被害者やその援助の受給者が、この法の第5条に記載されている期間である、援助期間3年間の期間内に、全額または一部でも他の賠償金を得ていた場合。

c)受給者が援助を、虚偽の日時の提出、故意的な提出書類の不備、又は他のいかなる不正をとおし受けていた場合。同様に、申請された援助の拒絶や減額を決定付けた状況の故意的な省略をして

いた場合。

d)この条項で認められた賠償金が、一時的援助額よりも低い場合。

第2章 被害者援助

第15条 情報の義務

1.

裁判官や行政官は、検事職にあたっている者であり、暴力犯罪や性的自由に対する事実調査に介入する権限や公的機能を持ち、この法で定められている援助を申請するための可能性や手続きについて、推定被害者に通知する。

2.

犯罪行為の調査を委ねられた警察当局は、被害者や認められた障害を証明する証書の全ての正確な日付を収集する。さらに、その結果が危険なものになる場合を除き、調査の期間を被害者に報告する義務を持っている。

3.

調査手続きの全ての段階において、被害者の取調べはその被害者の人間的地位、権利そして尊厳を敬わなければならない。

4.

犯罪行為の被害者は、訴訟時又は全ての場合において、所轄の機関への最初の出廷時に、民事裁判において、被った障害に関する返還や賠償を得る可能性や、公平かつ無償でその援助を受けられる可能性を知らされる義務がある。同様に、その裁判の日付や場所も知らされる義務があり、裁判の一部でなくとも、個人的に裁定を知ることができる。

5.

検事省は、被害者の情報が公的に公開されることから懸命に庇護し、被害者のプライバシーや尊厳を明かしては決してならず、非公開で民事裁判を行い、これは訴訟に関する法律の適合による。

第16条 被害者援助所

1.

国内司法省は、予算の予測にしたがって、被害者援助所を全ての必要とされる裁判所や法廷に、又は検察庁に設置する。

2.

これらの援助所の発展活動に関して、国内司法省は自治州や地域間協力とともに委託手続きをするための協定を制定することができる。

第1追加条項

政府は、国内司法省または経済産業省の提案で、現在の法における援助額を再検討することができる。

第2追加条項

この法によって定められた援助の受給は、軍事集団やテロに関する被害の損害賠償と併用することがいかなる場合にも認められない。

第3追加条項

1984年12月26日に制定された法52により、現在の法で定める損害に当てはまらないケースも依然残っており、スペインの国際的観光地にある幹線道路の交通手段を利用した抗議は、特別な法の適用により賠償金を支払うか否かを裁定する。

唯一の臨時条項

政府は、この法が発効してから6か月間、1983年のヨーロッパ議会116協定の批准機関を設置する。

最終条項1

政府は、国内司法省または経済産業省の提案で、最高6か月間、この法の発展と施行のために必要な規定を認可する。

最終条項2

この法は官報発効日の翌日から施行される。